

町長の給料の特例に関する条例の制定について

町長の給料の特例に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 2 日 提出  
知 内 町 長 西 山 和 夫

町長の給料の特例に関する条例について

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町長に対して支給する給料の減額に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額)

第 2 条 町長の月額給料は、町長等の給料額及び旅費額支給条例(昭和 23 年条例第 12 号)第 2 条にかかわらず、同条例別表(1)に定める月額給料から、次の号に定める額を減額して支給するものとする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる月額給料については、同表に定める額とする。

(1) 町長 令和 8 年 1 月及び 2 月に限り当該月額額の 100 分の 10

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(町長、副町長の給料の特例に関する条例の廃止)

2 町長、副町長の給料の特例に関する条例(令和 5 年条例第 26 号)は廃止する。